

令和 2 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 令和 2 年 7 月 27 日（月） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項 2 議第 3 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」
の意見書の訂正について

議第 9 号 非農地証明願いについて

議第 10 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について

議第 11 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 12 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画の訂正について

議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥			11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建			15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	榎原一男	14	鈴木寿一				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 7 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を三浦懲罰副委員長よりお願いします。(2 番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番三浦祐輝委員	<p>はい、私の方から本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 2 名、出席委員 14 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。昨年も 7 月に入ってから九州地方に、大雨による洪水被害がありました。今年も九州全体を含み、本土の茨城・栃木にも堤防決壊で水害被害がありました。コロナの影響もありボランティア活動にも支障をきたしています。亡くなられた方にはお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っております。</p> <p>また、この大雨で関東・東北での日照不足が 4 割報告されています。作物管理には注意ということで、米農家にとっては田んぼが乾かず、病害虫の発生が多く見られるし、野菜を中心とした農家は、生育や収穫作業の遅れ等で、品薄が続いているような現状であります。早く天候が回復してほしいです。</p> <p>それから最近、コロナ感染が全国的に増えてきており、それによって職を失った人が、人手不足に悩む農家に働き口を求めたりするわけですが、農家としてみれば、県外からはコロナ感染の恐れがあるために、うんとは言えないことも現状であります。新薬が早期に開発されることを願っております。</p> <p>それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 1 番齋藤勝広委員、2 番三浦祐輝委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 12 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページをご覧ください。</p> <p>番号 19 計 9 筆、7,219.78 m²</p> <p>番号 20 計 2 筆、922 m²</p> <p>番号 21 と 22 の届出人は同一人ですが、相続登記前の名義人である被相続人が異なるため番号が分かれています。</p> <p>番号 21 計 16 筆、58,841 m²</p> <p>番号 22 計 7 筆、27,247 m²</p> <p>続きまして、</p> <p>番号 23 計 1 筆、190 m²</p> <p>番号 24 計 8 筆、10,022 m²</p> <p>続きまして番号 25 と 26 の届出人は同集落の方です。</p> <p>番号 25 計 7 筆、15,707 m²</p> <p>番号 26 計 16 筆、45,642 m²</p> <p>続きまして、</p> <p>番号 27 計 19 筆、32,884 m²</p> <p>続きまして、番号 28 以降の届出人は町外の方です。</p> <p>番号 28 計 2 筆、288 m²</p> <p>番号 29 計 2 筆、288 m²</p> <p>最後に、</p> <p>番号 30 計 2 筆、446 m²</p> <p>このあと議第 9 号で説明がありますが、届出地は現況が農地とは言い難い状態であるため、非農地証明願いについて申請がありました。届出時にあっせんの希望がありましたが、非農地証明願いが決定された場合は農業委員会では農地として取り扱わないため、農地を農地としてあっせんする対象の対象外となりますので、申し添えます。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 議第 3 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」の意見書の訂正について、説明いたします。</p> <p>この案件につきましては、令和 2 年の 5 月総会で議決いただき、6 月 18 日付けで県知事より許可されているものですが、総会で議決後、庄内総合支庁農業振興課に進達し、農業振興課で審査中に第 1 種農地ではなく、3 方向が宅地、道路に囲まれている、宅地化がある程度進んでいる、おおむね 10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地から離れている、農業公共投資の対象となっていない、生産性が低いと思われる、以上のことからその他の農地（第 2 種農地）と考えられるとの指摘があり、精査した結果、その他の農地と判断し、意見書を訂正しておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p>
	<p>(16 番 佐藤充会長 挙手)</p>
16 番佐藤充会長	<p>報告事項 1 の番号 30 について、非農地証明願いが提出されたということでしたが、どのような土地なのでしょう。</p>

事務局	審査基準書の、1 ページと 2 ページをご覧ください。1 ページには位置図、2 ページには航空写真が載っておりますが、現状は航空写真のとおり山林状態です。周辺も同様に山林ですので、申請地の正確な位置も分かりにくい状況となっております。
議長	わかりました。他に何かございますか。
	(15 番 伊原会長代理 挙手)
15 番伊原会長代理	報告事項 1 の番号 20 と番号 23 について、補足説明資料を見たところ、現況地目の方が宅地となっておりますが、実際も宅地として利用しているのでしょうか。
事務局	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書については、登記簿地目が農地である筆について、相続等があった際に提出いただいているものです。そのため、中には固定資産税等の現況地目が非農地となっている筆もあります。
15 番伊原会長代理	実際に宅地として利用しているのであれば、その方たちにきちんと地目変更するように等の指導を行った方がよろしいかと思えます。
事務局	はい、次回から同様の事例があった場合、対応したいと思います。
議長	他に何か質問・意見等はありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。
	(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)
15 番 伊原ひとみ会長代理	7 月 20 日に、202 会議室で委員全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 10 号と 11 号、議第 13 号と 14 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 9 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 4 ページからご覧ください。</p> <p>番号 4 計 2 筆 446 m² です。</p> <p>申請地は都市計画区域内、土地改良事業受益地外、一筆については農業振興地域外、もう一筆については農業振興地域内で、昭和 49 年当時から畑として耕作はしておらず、山林の状況であり、その後も変わっていないということです。</p> <p>申請地まで入ることも難しく、農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。</p> <p>遊佐町に住んでいました申請人の父が亡くなりまして、空き家となり、自宅等はすでに土地は業者に売却され、自宅は解体され更地にし、今年度に町に売却されております。こちらにあるその他の土地も処分したいということで、売買できるように非農地にしておきたいということのようです。</p> <p>20 日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>はい、20 日に現地調査を行ってまいりました。</p> <p>さきほど事務局からも説明があったとおり、山林のため現地までたどりつけるような状態ではなく、入り口にあたる場所から見てきました。農地として利用できるような状態ではないため、許可相当として見てまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。次に、12 番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、ただいま部会長から説明がありましたけれども、農地に復元することは難しいかと思っておりますので、許可相当かと思っております。以上です。</p>
議長	<p>最後に 6 番今野忠勝委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
6 番今野忠勝委員	<p>はい、部会長、副部会長からあったとおりで、位置図にあるとおり申請地は非常に段差がありまして、現地にたどり着くことが難しい場所ですが、私が幼いころは畑だったという印象がありますが、今の現状ではその場所にたどり着くこともできないような状態ですので、非農地証明として証明することは適当であると思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 9 号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 9 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 10 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は5ページをご覧ください。 農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号5 計7筆、10,000㎡ 単価は5,000円、総額50,000円です。期間は5年です。同一人と再設定のため、現地調査は依頼しておりません。 説明は以上です。
議長	それでは質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第10号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第11号 農地法第3条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は6ページをご覧ください。 貸人と借人の関係は親子で、貸人が農業者年金の経営移譲年金を受給するため、平成21年2月総会で使用賃借権を設定した契約の再設定となります。本来であれば平成31年2月末に終期を迎えたときに再設定のタイミングでしたが、案内を出したものの申請者が再設定手続きを行わなかったため、使用賃借権の期間延長をして現在に至っております。 今回再設定を行うことで、利用権設定や所有権移転を行う場合に、農業者年金上の制限がかからなくなります。申請地の内一筆については今後、基盤整備のため中間管理権が設定される予定です。今のところ、10月総会への申請を予定しております。 番号1 計32筆、72,039.32㎡ 期間は20年、同一人と再設定のため現地調査依頼は行っておりません。 説明は以上です。

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 11 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 12 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。 審査基準書は 7 ページから、補足説明資料は 9 ページからご覧ください。 番号 2 計 1 筆、 31 m² 申請理由は一般住宅の建築のためです。 申請地は、集落の中西部に位置し、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外で、駅から約 180m に位置しており、第 3 種農地と判断されます。 申請地に隣接する土地を併用地として一般住宅を新築するため転用許可申請したものです。 申請面積も建物、駐車スペースの配置から妥当であり、資金も住宅ローンの審査結果連絡票、通帳の写しにより確認しております。併用地の南側が町道に面しておりますが、道路法については協議不要と確認しており、申請地の北側と西側が分筆前の農地と隣接しておりますが、擁壁を設置し建物も平屋建てであるため支障はないと考えます。隣接する農地以外、周辺には農地もなく、農地の利用の集積への支障はありません。以上のことから許可相当と考えます。 20 日に高橋部会長、大谷副部会長、今野部会員の 3 名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。 なお、審査基準書の 9 ページに意見書案を添付しておりますが、真ん中のあたりに意見決定の理由ということで、残高証明により確認していると書いておりますが、残高証明ではなく通帳の写しということで訂正をお願いできればと思います。議決後はその内容で庄内総合支庁に進達をする予定です。 また、番号 2 について、補足説明資料の 12 ページに公図を添付しておりますが、先ほど申し上げた土地が併用地ということで、番号 2 の土地と合わせて、住宅を新築するということですが、先ほど申し上げた土地が、道路に接している部分が長くなっており、L字型の土地でありまして、申請地の下側まで伸びている部分は面積が小さいため、利用できる土地ではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。 続きまして、</p>

	<p>番号 3 計 1 筆、2,099 m²</p> <p>申請理由は新庁舎用地の造成のためです。公用車駐車場、倉庫兼書庫、書庫兼防火水槽を整備するため申請したものです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内の第二種中高層住居地域、近隣商業地域、農業振興地域外、土地改良事業受益地内で、遊佐町役場から約 150m に位置しており第 3 種農地と判断されます。</p> <p>現在建築中の新庁舎敷地に隣接し、建物、駐車スペースの配置から面積も妥当であり、資金も議決証明により確認しております。月光川土地改良区との調整も済んでおり、申請地の東側が分筆前の農地に面しておりますが建物も小規模で平屋建てであり支障はないことから許可相当と考えます。</p> <p>こちらも 20 日に高橋部会長、大谷副部会長、小松部会員から現地調査を行っていただいておりますので報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 11 番高橋正樹部会長より、番号 2 と 3 について現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>それでは、番号 2 から説明します。審査基準書の 7 ページをご覧ください。場所については位置図のとおりです。</p> <p>審査基準書の 8 ページをご覧ください。申請地のすぐ脇にある建物が、譲受人の物置となっております。この物置小屋を解体して、新しい家を建てるということだったのですが、場所が狭いということで今回、裏にある今回の申請地を購入するということになったそうです。</p> <p>先ほど事務局から説明があったとおり、平屋を建てるということで、周囲にも何ら影響はないと確認して参りました。</p> <p>次に番号 3 について説明します。現在、新庁舎建設の工事をしておりますが、申請地は工事現場の東側にあります。町議会の方で、このままでは駐車場のスペースが足りないのではないかとということで、申請があったそうです。町の計画ということで、特に問題はないかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。次に 12 番大谷副部会長からも、番号 2 と 3 について現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。部会長から説明がありましたが、私も許可相当と思えます。以上です。</p>
議長	<p>次に 6 番今野忠勝委員より、番号 2 について現地調査の報告をお願いします。</p>
6 番今野忠勝委員	<p>はい、2 番については部会長と副部会長からありましたとおり、許可相当ということでよろしいかと思えます。</p>
議長	<p>最後に 5 番小松正志委員より、番号 3 について現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番小松正志委員	<p>はい、何ら問題ないということで見てまいりました。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 12 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>4 月総会で決定した内容の訂正となります。今回訂正した内容は、設定期間です。訂正前は 5 年としておりましたが、訂正後は 10 年となっております。その他の項目に変更はございません。</p> <p>今回訂正した理由は、貸人が農業者年金の、加算付経営移譲年金を受給しており、この再設定が経営移譲から第 1 回目の再設定であるためです。</p> <p>貸人は今回の借人に第三者移譲ということで、加算付経営移譲年金を受給しております。加算付経営移譲年金を受給している方が、経営移譲してから初めての再設定を行う場合、期間は 10 年以上に設定する必要があります。10 年以上の期間で、適正な譲受人に再設定を行うことで、今後所有権移転等の農地の移動に、農業者年金上の制限がかからなくなります。</p> <p>4 月総会の再設定後、借人から稲刈り後に所有権移転を予定しているというお話があったため所有者について確認したところ、所有者が加算付経営移譲年金受給者であり、第三者移譲をした方ということがわかりました。このままだと所有権移転を行った際、年金が支給停止になる可能性があるため、今回訂正を行うものです。</p> <p>なお、経営移譲年金を受給されている方のほとんどは後継者移譲で、今回のような有償の賃貸借ではなく、無償の使用貸借権を設定している方です。第三者移譲の場合、今回のケースのように外見上は一般的な賃貸借契約と同じであるため、所有者について個別に確認しない限りは把握することが難しい状態にあります。</p> <p>事務局では今後、このようなケースの発生を防止するため、第三者移譲でまだ再設定を行っていない対象者を洗い出し、システムに情報を入力することを検討しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
	(5 番 小松正志委員 挙手)

5 番小松正志委員	内容について、もう一度説明願います。
議長	事務局説明願います。
事務局	はい、説明いたします。 <p>農業者年金には大きく分けて二種類の年金があります。年齢の要件を満たせば経営移譲しなくても受給可能な老齢年金と、受給するには経営移譲が必要な旧制度の経営移譲年金、新制度の特例付加年金です。</p> <p>今回の貸人は旧制度の加算付経営移譲年金を受給しております。</p> <p>経営移譲については、ほとんどの方が後継者を相手とする経営移譲を選択しており、その場合は無償の使用貸借契約を 10 年以上の期間で設定しております。ただ稀に今回のケースのように、第三者を相手として経営移譲する場合があります。その場合は無償の使用貸借ではなく、有償の賃貸借契約を設定することがあります。その場合、外見上はよくある賃貸借契約であるため、個別に貸人について調べない限り、農業者年金受給のための契約で再設定の場合は 10 年以上の期間設定が必要とは考えず、単なる契約の更新とみなされる恐れがあります。今回はそのように単なる契約の更新ととらえてしまい、期間を訂正前のようにして決定してしまったものです。</p> <p>10 年以上の期間を設定し、適正な相手方に再設定すれば農業者年金上の縛りはなくなり、売買等、農地の移動を行っても経営移譲年金に影響しなくなります。</p> <p>今回の案件は以上のような事情から訂正を行うものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
	(6 番 今野忠勝委員 挙手)
6 番今野忠勝委員	10 年以上の期間で再設定すれば、縛りはなくなるということによろしいですか。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	その他に、何か質問・意見等ございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 18 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は再設定が 1 件となっております。

	<p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について、売買による所有権移転です。</p> <p>番号6 計5筆、1,834㎡</p> <p>総額200,000円です。</p> <p>売買は譲渡人の希望によるものです。現地調査については、齋藤委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>所有権移転については以上です。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) 利用権設定について</p> <p>番号29 計1筆、1,307㎡</p> <p>単価は15,000円で、期間は5年です。同一人と再設定です。</p> <p>これまではJAを介した農地利用集積円滑化事業による契約でした。同事業が中間管理事業へ一本化したため、今後の契約の形態について借人に確認したところ、中間管理事業ではなく通常の農業経営基盤強化促進法による利用権設定の希望があったため、今回のような形で申請となったものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは(1)所有権移転の番号6について、1番齋藤勝広委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
1番齋藤勝広委員	<p>はい、譲渡人・譲受人双方の方からお話を聞いてまいりました。所有者については、相続により土地を取得したものの管理することができないということで、売買に応じてくれる方がいればすべて売りたいというお気持ちだったようです。</p> <p>申請地の内 田3筆については、譲受人が自分の倉庫を建てている土地の隣が申請地ということで、買うということになったようです。地目は田となっておりますが、現状は荒れている状態です。対価が安いとは思われますが、現在の状況をみれば妥当な金額かと思えます。</p> <p>譲受人は規模拡大に意欲的な方で、問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明と委員からの現地調査報告に対して、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで7月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>